

米トサレタギコト

ニ死傷病者、取扱ニ對シテハ、從來、現金制度ヲ廢シ安米ヲ貸  
與サレ度キコト

死傷病者、取扱ニ對シテハ親切叮嚀ニサレタギコト

ホ會社、過失ニヨル傷害ニ對シテハ、收入ノ全額ヲ支給サレタギコト

五、會社、都合ニヨリ解雇シタルトキハ規定以外ニ健康者ニ對シ

テ八日給、二百日分、負傷者ニ對シテハ三百日分ヲ支給サレタギコト

六、解雇者ヲ復職セシメラレタギコト

七、退職手當改正件

勤績三ヶ年以上五ヶ年未満ニシテ退職セントスルトキハ解雇手當

二分一

勤績五ヶ年以上八ヶ年未満ニシテ退職セントスルトキハ解雇手當

三分二

勤績八ヶ年以上ニシテ退職セントスルトキハ解雇手當ノ全額ヲ支

給サレタギコト

八、機械課従業員、皆勤賞共ハ坑内勞働者ト同一ニサレタギコト

九、第三坑ニ於ケル入車ト鉉車トノ區別ヲ設ケラレタギコト

十、三谷重徳君ヲ公傷トセラレタギコト

十一、臨時雇制ヲ廢止セラレタギコト

十二、勞働組合ニ干渉セサルコト

十三、今回ノ事件ニ關シテハ犠牲者ヲ出ササルコト